

## 小竹町有料広告掲載に関する告示

### (目的)

第1条 この告示は、町の資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 町の広報物及び印刷物
  - イ 町のホームページ
  - ウ 公用車及び町有物件の構造物等
  - エ その他広告媒体として活用できる資産で、町長が認めるもの
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 町が管理する広告媒体に掲載する広告は、町民生活を保護する観点から、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉き損又は各種差別的なもの
- (4) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (7) 青少年の健全育成を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 個人又は法人の代表者の名前、写真等の名刺広告
- (9) 他を<sup>ひぼう</sup>誹謗、中傷又は排斥するもの
- (10) 公衆に不快の念を与えるもの
- (11) 出資者又は出資金を募集するもの
- (12) 不動産物件の売買、賃貸等の取引内容に関するもの
- (13) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの

- (14) その他広告掲載を行う広告として不相当であると町長が認めるもの
- 3 次に掲げる業種又は事業者等の広告は、掲載しない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及びこれに類似する業種
  - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及びこれに類似する業種
  - (3) 小竹町暴力団等追放推進条例（平成21年小竹町条例第15号）第2条に定める暴力団又は暴力団関係団体
  - (4) たばこに関するもの
  - (5) 商品先物取引に関するもの
  - (6) ギャンブルに関するもの
  - (7) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
  - (8) 申込み時に法令等に違反している事業者等
  - (9) 市町村税を滞納しているもの
- 4 広告の表示については、以下の点に留意しなければならない。
- (1) 広告に関係する法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
  - (2) 町又は国県等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと。
  - (3) 原則として、広告であることを明示すること。
  - (4) 原則として、広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。
  - (5) 肖像権又は著作権を無断で使用しないこと。
- （広告掲載の募集要領）
- 第4条 広告掲載の募集方法、広告の規格、枠数、掲載位置、広告の期間、広告掲載料等は、町長が別に定める。
- （広告掲載の申込み）
- 第5条 広告掲載を行おうとする者（広告代理店を含む。以下「申込者」という。）は、小竹町有料広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を町長に提出しなければならない。
- （広告掲載の決定等）
- 第6条 町長は、前条の申込書を受理したときは、次条に定める委員会に諮り、広告掲載の可否を決定し、小竹町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は小竹町有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知しなければならない。
- 2 町長は、前項の決定を行うときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン、形状、材質等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することが

できる。

3 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。この場合において、募集した広告の枠数を超えて申込みがあった場合は、抽選により掲載者を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するものの広告
- (2) 私企業で町内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(委員会の設置)

第7条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の審査を行うため、小竹町有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 広告内容に関すること。
- (2) 広告掲載の順位に関すること。
- (3) その他広告の掲載に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長各1人を置く。
- 3 会長には、副町長を、副会長には、管財課長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、第2条第2号に規定する広告媒体を所管する課において処理する。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 広告掲載の決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告掲載料の納付方法)

第12条 掲載者は、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、本文中に規定する以外の方法で納付することができるものとする。

(掲載者の責務)

第13条 掲載者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が広告掲載決定又は当該決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 掲載者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 掲載者は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）に規定する許可を受けなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載者が第6条第2項の規定による指示又は条件に従わなかったとき。
- (2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載の決定を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。
- (4) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、速やかに小竹町有料広告掲載取消通知書（様式第4号）により掲載者に通知しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告物の撤去等)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら広告物のはく脱又は広告撤去を行うことができる。

- (1) 掲載者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(2) 第14条の規定により、広告掲載の決定を取り消された者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。

(3) 掲載者が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の除却又は広告撤去に要する費用は、掲載者の負担とする。ただし、前項第3号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この告示中「副町長」とあるのは、「参事」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。